

杏林医学会 名誉会員に関する細則

第1条 名誉会員は評議員会によって推薦され、総会にて承認される。

第2条 名誉会員の会費は無料とし、杏林医学会雑誌に寄稿権を有する
(投稿料・掲載料は免除)

第3条 名誉会員は会の活動に著しく貢献したものが推薦される。

選考条件 (原則として)

①65 歳以上

②会長・副会長・幹事等の役職を二期以上勤めたもの

附則

本細則は平成 22 年 11 月 20 日より施行する。